

令和 7 年度五泉の木づかい家づくり事業補助金

概 要



市では、五泉市産材の需要拡大と市内木材産業及び建築業界の振興を図るため、五泉市産材を使用して住宅等を建築する者に対して、その購入費の一部を補助します。

1. 補助対象住宅

- (1) 五泉市産材を使用して本市に建築する住宅（住宅専用部分に限る）。
- (2) 市内建築業者（市内に本店を有する法人又は個人事業者）が本市に建築する住宅。

2. 補助対象者

- (1) 本市に居住し、または居住するための住宅を建築（新築、増築、改築、改修を含む）しようとする者。
- (2) 市税を完納している者。

3. 補助額

住宅の建築に係る経費のうち、五泉市産材の購入額が1棟につき30万円以上で補助率3分の1以内（千円未満切り捨て）とし、30万円を限度とします。

4. 申請受付

令和7年4月1日から

※予算の状況によっては希望に添えない場合があります。

5. 申し込み方法

住宅の建築が完了した日（検査済証の検査年月日）から起算して90日以内に、必要書類を添付のうえ交付申請書を商工観光課に提出ください。

- 必要書類：① 製材業者の製品納材証明書
- ② 五泉市産材産地証明書の写し(中蒲みどり森林組合、五泉木材協会、村松木材製材協会3団体発行のものに限る)
 - ③ 建築請負契約書の写し
 - ④ 建築確認済証、建築確認申請書の写し(無い場合は、建築の確認ができる書面)
 - ⑤ 建築完了検査済証の写し(無い場合は、完了を証する引渡書の写し)
 - ⑥ 住宅等の位置図、平面図及び写真(製材された五泉市産材の写真、使用を確認できる写真、建築工事の完成写真)
 - ⑦ 施工代金領収書の写し
 - ⑧ その他市長が必要と認める書類

6. 補助金の決定

交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金交付の可否及び補助金の額を決定し、申請者に通知します。

7. 補助金決定の取り消し

以下に該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消します。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) 補助金の交付が不相当と認められるとき。

8. その他

この事業は、「五泉市マイホーム等建設支援事業」「五泉市住宅リフォーム事業」「ウェルカムファミリー住まいる事業」「グランドファミリー住まいる事業」との併用も可能です。

その他、ご不明な点は商工観光課へお問い合わせください。

問い合わせ先

商工観光課 商工係

〒959-1692 五泉市太田 1094-1

電話：0250-43-3911 (内線 279)